

# 重要!

## 75歳以上の方へ 長寿医療制度



8月1日から保険証が変わります

新しい保険証の色は「**ピンク**」で7月下旬送付予定

【後期高齢者医療広域連合から「簡易書留」で送付】

現在の保険証(薄い緑色)の有効期限: 7月31日(金)

- ・8月からは新しい保険証で診療を受けてください。
- ・平成20年中の所得等をもとに窓口負担割合を決定します。
- ・65歳以上で一定の障がいがあり、長寿医療制度に加入している方を含みます。

**ご確認を!** 保険証の入った封筒には次の申請書が同封されている場合があります

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定申請書」が同封されている方は、原則として、昨年「限度額適用・標準負担額適用認定証」の発行を受けたことのある方で、平成20年中の所得等をもとに判定した結果、所得区分が低所得者と見込まれる方です。低所得者の区分に該当される方は、入院した場合の窓口負担の上限額や食事代が減額されます。窓口負担額や食事代の減額を受けるためには、事前に同封の申請書を提出していただき「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額認定証」の発行を受け、病院窓口にて提示してください。

**保険料決定の通知** 市から決定通知書(保険料額と納付方法)を7月中旬送付予定

保険料は、長寿医療制度に加入する一人ひとりの  
保険料(均等割額と所得割額の合計額)を計算し、納めていただきます

### 保険料の計算方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料} \\ \hline \text{(年額)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{36,758円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{基準所得金額}^1 \times 6.79\% \\ \hline \end{array}$$

1 基準所得金額 = 平成20年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円

### 保険料の軽減

#### ① 均等割額の軽減

加入者<sup>2</sup>と同じ世帯の世帯主等の所得状況で、均等割額の2割軽減・5割軽減・7割軽減<sup>3</sup>・9割軽減の4段階の軽減措置を行います。

2 加入者とは、長寿医療制度に加入している方のことです。

【条件】 総所得金額等が次の金額以下の世帯(加入者と世帯主)	軽減割合
33万円 + 35万円 × 世帯の加入者の数	2割
33万円 + 24.5万円 × 世帯の加入者の数(加入者である世帯主を除く)	5割
33万円	7割 <sup>3</sup>
33万円以下で、世帯の加入者全員の所得が必要経費・控除額(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円であること。	9割

3 昨年と同様に8.5割軽減となるよう、現在、検討中です。

## ② 所得割額の軽減

所得割を算定する基準所得金額（平成20年中の総所得金額等 - 基礎控除33万円）が58万円以下の場合、所得割額が50%軽減されます。（年金収入のみの方の場合、153万円を超え、211万円までの方が対象となります）

## ③ 『被用者保険の被扶養者<sup>4</sup>』であった方の軽減

長寿医療制度の資格取得日の前日に『被用者保険の被扶養者』であった方は、加入した日から2年間は、均等割を5割軽減し、所得割は賦課されません。

保険料額が軽減されていない方は、保険年金課へお申し出ください。

4 『被用者保険の被扶養者』とは…

全国健康保険協会（協会けんぽ：以前の政府管掌健康保険）、企業の健康保険組合、船員保険、公務員共済組合等に参加する家族の方に健康保険上で扶養されていた方であり、国保と国保組合の加入者だった方は含まれません。

## 保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮で保険料の納付が著しく困難な方（概ね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請をすることで措置を受けることができます。

## 保険料の納め方

保険料の納付方法は、原則として、年金天引きとなります。ただし、次の場合は、口座振替や納付書で納付することになります。

年金天引きができない場合 年金の受給額が年額18万円未満の方・介護保険料と長寿医療保険料の合計額が年金支給額の1/2を超える場合

### ① 年金天引きする方は…

保険料額決定通知書と10月以降の年金支給月ごとに天引きする額をお知らせします。

【年金天引きの徴収月】

第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
4月	6月	8月	10月	12月	2月

年金天引きから口座振替に変更することができます

市へ「申出書の提出」と「金融機関での口座振替の登録」が必要になります。

申し出の期限はありません。（申し出時期によって変更の時期などが異なります）

年金天引きを継続する場合は、改めて申し出いただく必要はありません。

所得税と個人住民税の社会保険料控除

納付方法を口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替で支払った方に適用されます。これにより、世帯全体の所得税や住民税が少なくなる場合があります。

### ② 口座振替や納付書で納付する方は…

保険料額決定通知書と納付書を送付します。納付には便利な口座振替をご利用ください。お近くの指定金融機関等で申し込みできます。

【口座振替や納付書の納期】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

保険料はそれぞれの納期限までに納めてください。納期限までに納付がないと、督促状が発送されます。

また、督促状が発せられた日の翌日から、100円の督促手数料がかかりますのでご注意ください。

☎北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 ☎72-3334